


認定申請書

平成28年6月30日

(あて先) 茅ヶ崎市長

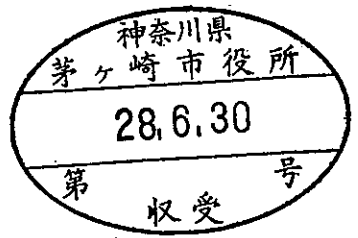
団体の名称 松林地区まちぢから協議会
代表者住所 [REDACTED]
代表者氏名 細田 勲 
連絡先 [REDACTED]

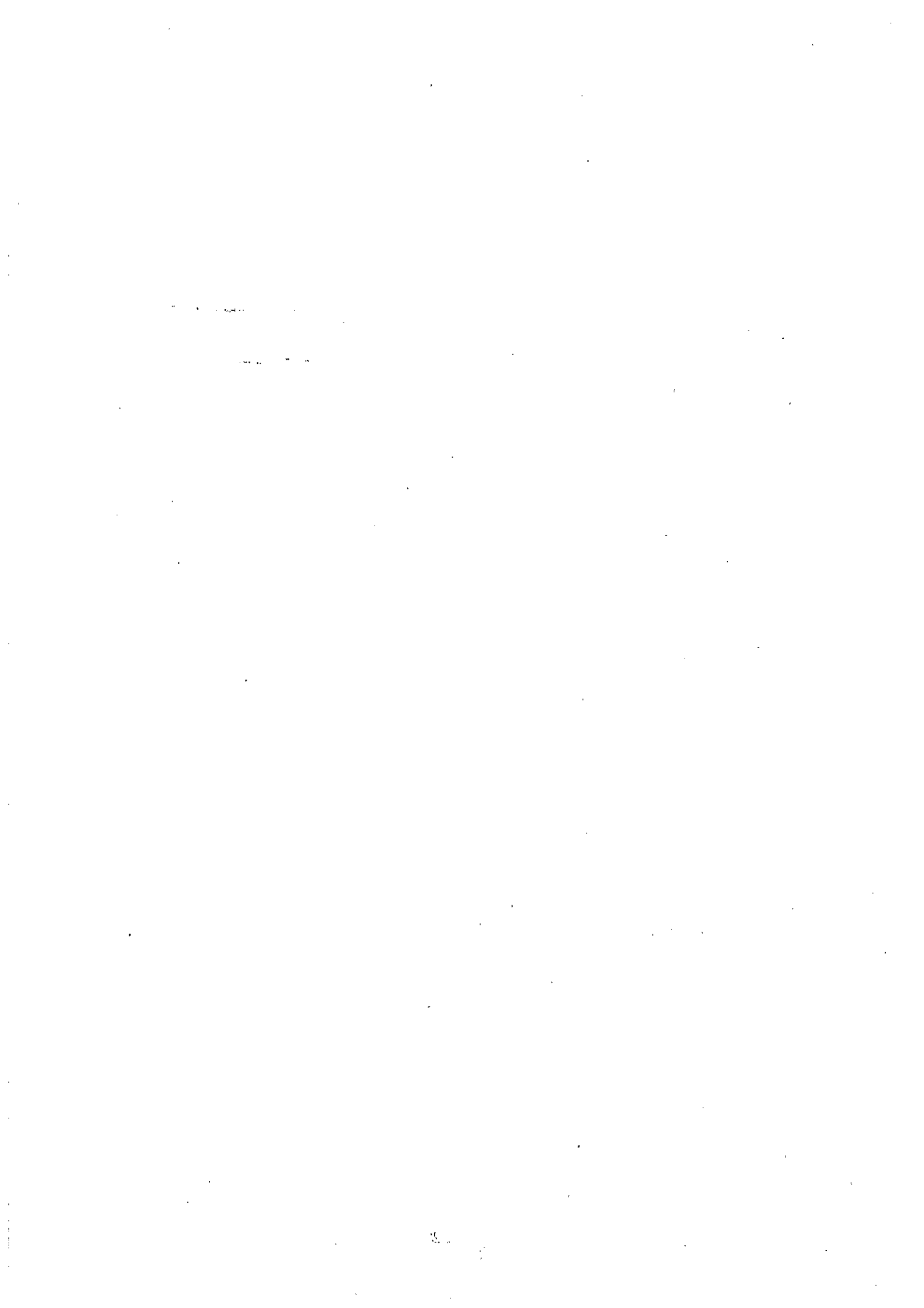
茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

団体の名称	松林地区まちぢから協議会
代表者の氏名	細田 勲
主たる事務所の所在地	茅ヶ崎市赤羽根2635
主として活動する区域	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第1号の規定により市長が別に定める松林地区。

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類 (氏名、役職、所属団体)
- (3) 申請する年度の活動計画書及び収支予算書
- (4) 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書
- (5) 全ての個人の参加に関する調書
- (6) 民主的な運営に関する調書
- (7) その他、市長が必要と認める書類





松林地区まちぢから協議会規約

(名称及び区域)

第1条 本会は、松林地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）と称し、市長が告示する松林地区（以下「松林地区」という。）を活動区域とする。

(所在地)

第2条 協議会の事務所は会長宅とする。

(目的)

第3条 協議会は、地域における課題解決のため、松林地区の代表組織として新たな地域コミュニティを形成し、自主的且つ主体的に活動するとともに、市と協働し、住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 松林地区の住民及び各種団体等の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) 松林地区の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関すること。
- (3) 松林地区の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (4) 松林地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(構成)

第5条 協議会は、委員、準委員、部会員で構成する。

(委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、委員の数は30名以内とする。

- (1) 松林地区に属する単位自治会の代表者
 - (2) 松林地区社会福祉協議会の代表
 - (3) 松林地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (4) 松林地区体育振興会の代表
 - (5) 松林学区青少年育成推進協議会の代表
 - (6) 室田小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (7) 松林小学校 PTA の代表
 - (8) 室田会の代表
 - (9) 松林中学校 PTA の代表
 - (10) 松林学区青少年指導員の代表
 - (11) 室田学区青少年指導員の代表
 - (12) 小和田学区青少年指導員の代表
 - (13) 防災リーダーの代表
 - (14) 環境指導員の代表
 - (15) 協議会が推薦する者
 - (16) 公募による者
- 2 委員は松林地区に居住する者とする。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第7条 協議会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充準委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の記録及び協議の事務を行う。
- (4) 会計は、協議会の運営及び活動に関する会計事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会において委任状の提出があった委員および準委員については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会構成)

第12条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第10条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会議決事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 規約等の制定及び改正に関すること。
- (5) その他、協議会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第17条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 役員会には、役員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第18条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第19条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- (3) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関すること。

(運営委員会の構成)

第20条 運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、協議会の会長が就く。
- 3 運営委員会には、委員及び準委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第21条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第22条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 委員及び準委員の選任に関すること。
- (2) 部会長や部会員の選任に関すること。
- (3) 事務局の選任に関すること。
- (4) 部会の設置に関すること。
- (5) 部会間や団体間の連絡調整に関すること。
- (6) 各部会が協議した事業に関すること。
- (7) 協議会に寄せられた意見及び提案に関すること。
- (8) 総会の議決を要さない会務の執行。
- (9) その他に関すること。

(運営委員会の議事録)

第23条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員及び準委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員及び準委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決に関する事。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事。

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(部会の構成)

第24条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員とする。
- 4 部会の議長は、部会長が就く。
- 5 副部会長は、部会の中から互選により選任する。

(部会長及び副部会長の任期)

第25条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第26条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

(部会長及び副部会長の職務)

第27条 部会長及び副部会長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会の協議事項)

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、役員会または運営委員会に報告する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局)

第29条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、書記が統括する。
- 3 事務局に、松林地区に居住する者から役員会が推薦し、運営委員会の議決を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第30条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の資料の作成に関する事。
- (2) 会議の議事録の作成に関する事。
- (3) 会計事務に伴う事項に関する事。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整に関する事。
- (5) その他、協議会の運営に必要な事項に関する事。

(事業及び会計年度)

第31条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第32条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第33条 会議でだされた意見等のほか、松林地区の住民及び各種団体等から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第34条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

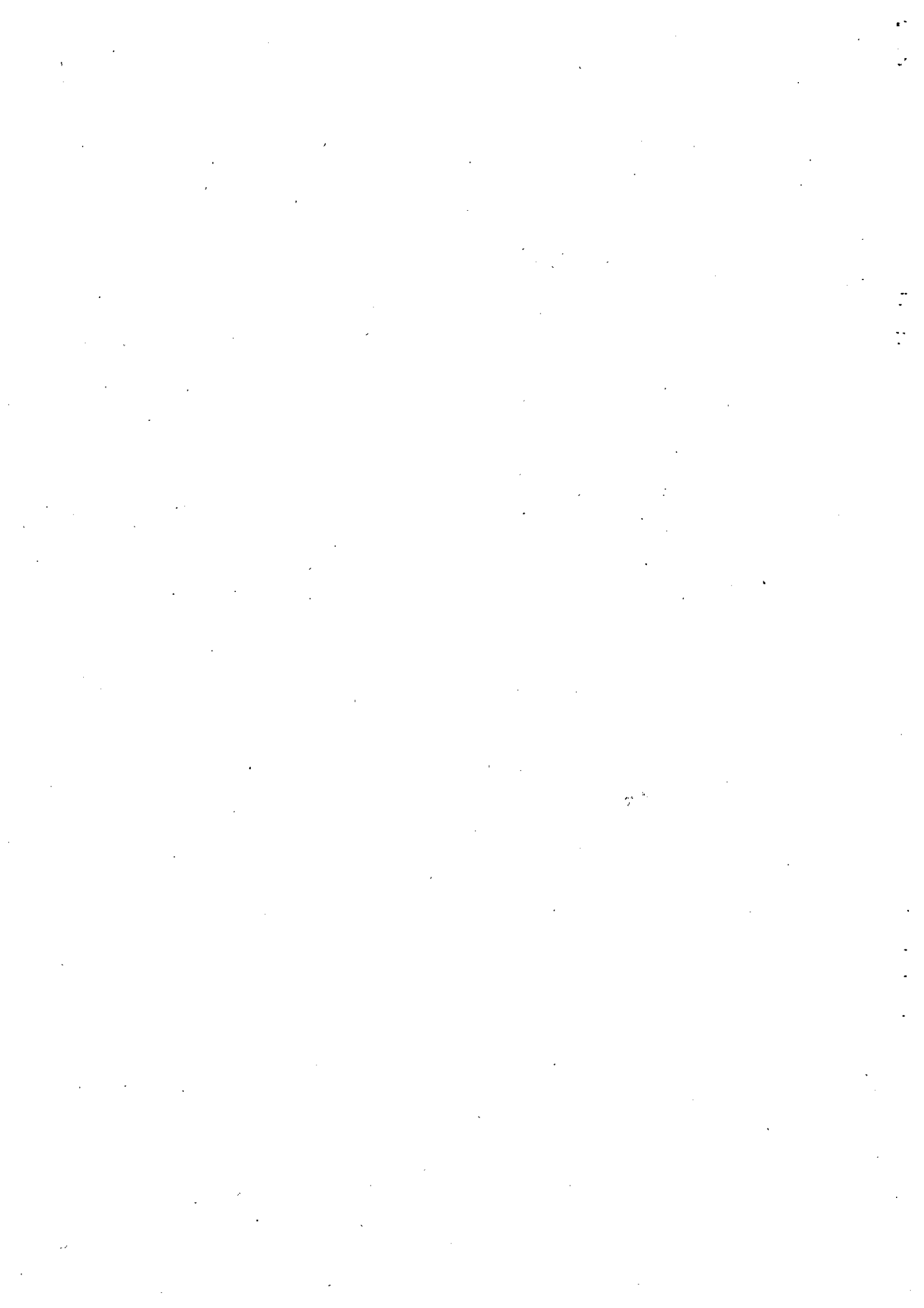
この規約は平成26年7月18日から施行する。

附 則

この規約は平成28年4月19日から施行する。

附 則

この規約は平成28年5月27日から施行する。



平成28年度 松林地区まちぢから協議会委員名簿

平成28年6月30日現在

	役 職	所 属	氏 名
1	会 長	上赤羽根自治会	細田 勲
2	副会長	中赤羽根自治会	滝本 誠
3	副会長	協議会推薦	安齋 英雄
4	会 計	高田自治会	渡邊 留男
5	書 記	室田自治会	内田 紘
6	監 事	社会福祉協議会	浅岡 肇
7	監 事	体育振興会	五反田 敏明
8		菱沼自治会	西山 三男
9		下赤羽根自治会	城田 誠
10		ニュータウン茅ヶ崎自治会	吉原 敏明
11		シヨクサンビラ自治会	廣田 正一
12		オクトス湘南茅ヶ崎自治会	村松 章生
13		民生委員児童委員協議会	小澤 登代子
14		松林学区青少年育成推進協議会	柴田 晴美
15		室田小学校区青少年育成推進協議会	大川 静雄
16		松林小学校PTA	新倉 恵利
17		室田会	神原 純子
18		松林中学校PTA	小池 実枝子
19		松林学区青少年指導員	中山 雪枝
20		室田学区青少年指導員	志智 春美
21		小和田学区青少年指導員	中川 麻弓
22		防災リーダー	大塚 惟光
23		環境指導員	選任中
24		協議会推薦委員	曾根 進三郎
25		協議会推薦委員	早川 仁美
26		公募委員	中村 大八
27		公募委員	吉野 伸子

平成28年度 松林地区まちぢから協議会事業計画

- 1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定申請に関すること
- 2 協議の場の創設に関すること
 - ・運営委員会の開催
 - ・役員会の開催
 - ・部会の開催
 - ・その他、住所を有するすべての個人に参加機会を提供するための取り組み
- 3 松林地区まちぢから協議会の周知及び広報に関すること
 - ・ホームページの開設
 - ・広報部会の設置に向けた取り組み
 - ・その他周知及び広報に関すること
- 4 事業に関すること
 - ・市民集会の実施
 - ・防災訓練の実施（松林地区まちぢから協議会と松林地区自治会連合会との共催を予定）
 - ・豊かな長寿社会に向けた取り組みに関すること
 - ・その他、事業に関すること

平成28度 松林地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

(単位：円)

項目	金額 (円)	内容
補助金	100,000	市より
計	100,000	

支出の部

(単位：円)

項目	金額 (円)	内容
事務消耗品	10,000	事務用品、封筒等
会議費	10,000	会議用お茶等
印刷製本費	40,000	会議資料、広報・チラシ
事業費	20,000	市民集会
通信運搬費	10,000	郵便代
その他	10,000	
計	100,000	

1 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第4号に規定する「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 現在の状況

本協議会における重要事項の決定については、総会及び運営委員会で委員により議決されることとなっている。平成28年7月現在、公募により選出された者(2名)が委員となっていることから、認定要件である「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されていること。」の基準を満たしていると考えられる。

(2) 選出の経緯

平成28年4月1日から4月30日までを募集期間とし、広報ちがさき、市ホームページ、地区内自治会の回覧・掲示板及び松林公民館での配架を利用して公募委員を募った。募集人数2名程度としたところ、3名から応募があった。松林地区まちぢから協議会公募委員選考会議による選考を経て、平成28年度定期総会(平成28年5月27日)にて男女各1名、計2名の応募者が公募委員となることが承認された。

(3) 今後の取り組み予定

協議会規約第6条第3項では「委員の任期は2年とする」と規定されており、今回選出された公募委員の任期は平成29年度で満了する。このため平成29年度事業として「公募委員の募集」を行い、平成30年度には再度公募委員の選任を予定している。

2 全ての個人の参加に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第5号に規定する「活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組み

本協議会では、ひとりでも多くの住民に地域活動に参加してもらうことの重要性を強く認識している。協議会の設立趣意書では、立ち上げに至った背景として地域が一体となり課題の解決に取り組む必要性や、これまで地域活動に参加していなかった者との連携の必要性を明記している。

このような趣意を踏まえ、全ての個人が参加できるための仕組みとして「誰もが気軽に参加できる話し合いの場（部会）」の設置を進めている。平成28年7月現在、青少年育成・人的交流の創出に関することをテーマとする「子ども部会」と、災害対策・防災力向上に関することをテーマとする「防災部会」を設けており、それぞれのテーマに興味や関心がある住民の参加を呼びかけている。

本協議会における部会は、全ての住民の自由参加を前提としており「①地域に住む誰もが等しく協議会の活動や地域づくりに関わってもらうためのきっかけとなる場」「②より良い松林のまちづくりのために求められる住民一人ひとりの意思や能力を発揮できる場」「③協議会組織の根幹を成す場」として、今後も部会の設置を進めより多くの地域住民の参加を積極的に促していきたい。

(2) 今後の取り組み予定

平成28年度事業計画では「住所を有するすべての個人に参加機会を提供するための取り組み」を定めており、「誰もが気軽に参加できる話し合いの場（部会）」の設置をさらに進めるため、具体的な方策として「広報部会」「環境部会」「福祉部会」の設置を検討している。テーマ別に話し合いの場を増設することで、特定の分野に興味や関心をもつ住民が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいくとともに、ホームページの開設や広報紙の発行を通じて協議会活動を積極的に発信し、住民が参加機会を得る手段を拡大していく。

また、事業として実施を予定しているのは「学習支援事業」「夕食支援事業」「居場所づくり事業」である。各事業では主な対象世代こそ定めているものの、全ての住民が参加できる場となることを想定しており、ターゲット層以外の世代が参加することで世代間交流が生まれるという副次的効果も期待している。

その他、地域住民が地域づくりに関する意見を言える場を設けることも個人の参加機会と捉え、松林地区の中心に位置し、多くの住民が利用する松林公民館に「意見箱」を設置することや、全住民を対象とした意見交換会の開催など、意見聴取をするための取り組みも検討したい。

3 民主的な運営に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第6号に規定する「民主的に運営されているものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 現在の状況

(意思決定の方法)

協議会規約第11条第2項及び第3項において、協議会の総会、運営委員会については過半数の委員が出席しなければ開くことができず、その議事は出席委員の過半数で決まることが定められている。

また、まちぢから協議会は協議の場であり、さまざまな意見や意思を集約する場であることから、本協議会においては意思決定を行うまでの協議過程に重きを置いており、物事を決議する際には、意見交換を重ね、委員間における認識の共有を図ることを会議運営上の基本理念としている。

(委員構成)

平成28年7月現在の委員は、様々な分野、世代で構成される22団体の代表者に加え、地域活動の経験が長い者、子育て世代の者、退職後に社会経験を地域活動に生かしている者などがおり、多角的な視点からの協議を行い民主的な運営に努めている。また、男女比も考慮しており、全委員に対する女性委員の比率は約3割であるほか、今年度選任した公募委員も男女各1名となっている。男女比率については今後も可能な限り等しくなるよう留意し、性別による偏りのない意見が協議に加えられるよう努めていく。

(2) 今後の取り組みについて

さらなる組織の透明性を担保するため、ホームページの開設や広報紙の発行を行うことを予定しており、これらを活用して協議会の活動状況を地域に積極的に発信するとともに、各種会議の議事録の公開なども検討していく。

また、地域における民主性を担保するためには、「全ての個人の参加に関する調書」に記載した「参加機会の提供」や「参加しやすい環境づくり」を協議会として進めることが重要となるが、参加の過程で生まれた個人の意見をどのように集約し、住民の声としてまちづくりに反映していくかを検討することに取り組みたい。

今後の取り組みとして、協議会規約第33条に規定される「住民意見の取扱い」の運用面を熟議し、仕組みとして確立することで組織としての民主性を高めていきたい。

松林地区まちぢから協議会 部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松林地区まちぢから協議会規約第28条第2項の規定により、松林地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 松林地区まちぢから協議会に設置する部会は次のとおりとし、松林地区に住所を有する全ての個人が参加できるものとする。

- (1) 子ども部会 (おむすび松林)
- (2) 防災部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

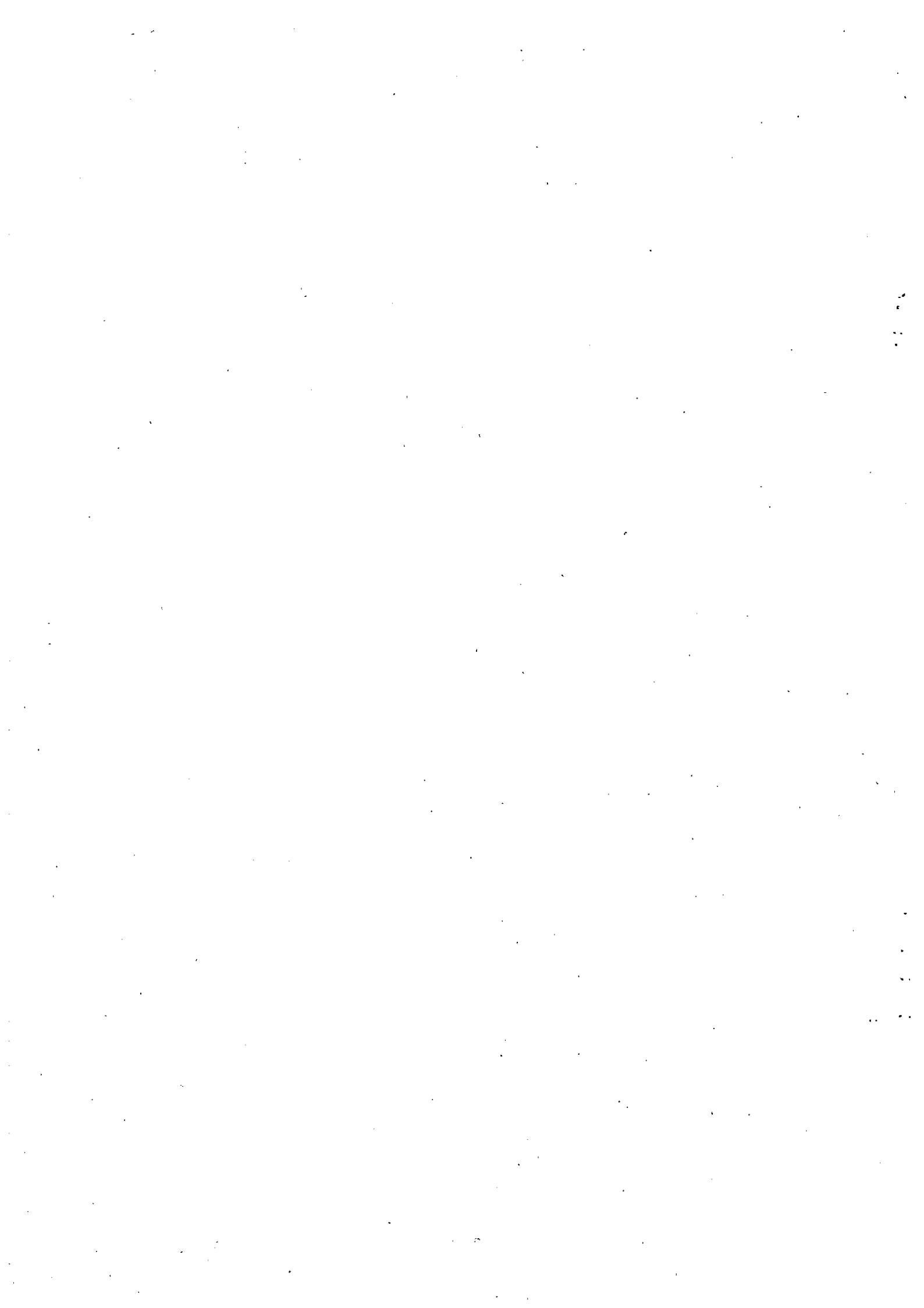
- (1) 子ども部会
 - ア 青少年育成・人的交流の創出に関すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (2) 防災部会
 - ア 災害対策・防災力向上に関すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

附 則

この規程は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月18日から施行する。



平成28年度松林地区まちぢから協議会定期総会議事録

開催日時：平成28年5月27日（金）19時05分～19時47分

開催場所：松林公民館 第2会議室

出席者：【委員】細田会長、滝本副会長、渡邊会計、浅岡監事、五反田監事、村松章生、
西山三男、廣田正一、吉原敏明、城田誠、小澤登代子、大塚惟光、柴田晴美、大川静雄、
小池実枝子、新倉恵利、中山雪枝、志智晴美、内田書記、
【委員候補】吉野伸子、安齋英雄、曾根進三郎、早川仁美
【事務局】大森光貴、池田早華子 (敬称略)

総会次第に従い進められた。

1. 開会：(司会) 滝本副会長より、開会の挨拶があった。
2. 会長挨拶：細田会長
この総会で、新しくポイントとなる公募委員の提案もさせて頂く。
3. 議長選出
司会者に一任され、五反田監事が指名され、承認された。
4. 議事録署名委員の選出
(規約16条に基づき2名) 西山委員(菱沼自治会)及び城田委員(下赤羽根自治会)が選出された。
5. 総会の定足数報告
事務局より、過半数の出席なので、規約11条2項に照らし、総会は成立と報告された。
6. 議事
冒頭、議長から、議案第1号、2号、3号が報告された後に質疑を行い、引き続き議案第4号～第7号は個別に提案・質疑をし、議案第8号、第9号は一括提案された後に質疑を行うとの発言があった。
 - (1) 議案第1号 平成27年度松林地区まちぢから協議会事業報告
資料に基づき、事務局より事業報告がなされた。
 - (2) 議案第2号 平成27年度収支決算
資料に基づき、渡邊会計より収支決算報告がなされた。
 - (3) 議案第3号 監査報告
浅岡監事より、適性であると監査報告がなされた。提案について異議はなく、議案第1号～第3号は承認された。
 - (4) 議案第4号 松林地区まちぢから協議会規約の一部改正(案)について
資料に基づき、細田会長より規約の一部改正(案)が提案された。
提案について異議はなく、議案第4号は承認され、(案)が削除された。
 - (5) 議案第5号 平成28年度松林地区まちぢから協議会役員選出について(案)
資料に基づき、細田会長より役員選出(案)が提案された。
提案について異議はなく、議案第5号は承認され、(案)が削除された。
 - (6) 議案第6号 松林地区まちぢから協議会公募委員の選出について(案)
資料に基づき、細田会長より公募委員選出(案)が提案された。
提案について異議はなく、議案第6号は承認され、(案)が削除された。

(7) 議案第7号 松林地区まちぢから協議会推薦委員の選出について(案)
資料に基づき、細田会長より推薦委員選出(案)が提案された。
提案について異議はなく、議案第7号は承認され、(案)が削除された。

(8) 議案第8号 平成28年度松林地区まちぢから協議会事業計画(案)
資料(別紙を含む)に基づき、事務局より事業計画(案)が提案された。

(9) 議案第9号 平成28年度松林地区まちぢから協議会収支予算(案)
資料に基づき、渡邊会計より収支予算(案)が提案された。

議案第8号、第9号の提案について以下の質疑応答があった。

Q1(西山委員):収入の100%が補助金で、決算の執行率も予算の100%になっているのは、他の地区も同じなのか。

A1(事務局):他の地区も同様である。運営費の執行実績は100%。認定された場合の補助金・運営費についても事業費の執行は100%である。

Q2(大川委員):事業費として市民集会の支出は、まちぢから協議会の支出ではなく助成金で賄うことはできないのか。従来は、連合会が各自治会から集めたお金で市民集会費用を賄っていた。その形でやれないのか。

A2(細田会長):まちぢから協議会では、市からの運営資金の中で事業をやっていくことを考えている。

Q3(大塚委員):防災部会に防災訓練が入ってくるが、予算取りはどう考えるのか。

A3(事務局):現段階で活動が具体化され実施間近の事業について、認定された場合の予算について参考資料に示した。今後具体化される事業については、部会や運営委員会で議論して予算取りなどを決めていくことになる。

以上の質疑応答ののち、議案第8号、9号は承認された。議長より、本日の議案はすべて承認されたので(案)をすべて削除するよう確認があり、また、規約については、第4号議案で改定された部分も含め、規約全文が、本日の施行日で添付されている。これについても(案)を削除するよう確認があった。

ここで審議がすべて終了したので議長が解任された。

公募委員に選出され、オブザーバーとして出席した吉野伸子さんの紹介があった。

7. 閉会:(司会)滝本副会長より閉会の挨拶があった。
(19時47分終了)

本会の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名が次の通り署名捺印する。

平成28年5月27日

議長 五反田 敏明 (印)

議事録署名人 城田 誠 (印)

議事録署名人 西山 三男 (印)

以上